

政務活動費制度の見直しについて

(政務活動費連絡会による検討)

- 政務活動費については、社会情勢の変化や、その運用状況などに留意しつつ、不断の見直しが必要であるとの考えのもと、令和元年6月、団長会の下部検討組織として政務活動費連絡会（以下、「連絡会」）が設置された。
- 令和元年度、令和2年度と、それぞれ9回にわたり連絡会を開催し、検討結果を団長会に報告した。

<令和元年度の主な見直し内容>

- ・政務活動費に係る領収書等の写しについて、情報公開請求を必要としない閲覧制度を導入【令和2年4月1日から適用】
- ・事務所費や人件費への充当要件の厳格化【令和2年度中を整理期間とし、令和3年4月交付分から適用】
- ・領収書等の写しのホームページ公開【令和6年度（令和5年度交付分）までには実施】

<令和2年度の見直し内容>

- ・政務活動費の適正かつ円滑な運用に資するため、会派及び議員が、領収書等について、年度の途中で議長による事前確認を受けることを「政務活動費の指針」等に位置付けて制度化【令和3年度から新たな仕組みの事前確認を試行】
- ・議長提出する書類（「政務活動費（県外・国外）支出票」）について、政務活動費の透明性を更に向上させる観点から様式変更【令和3年4月交付分から適用】

(今後の対応)

- 令和2年度の連絡会報告書では、「県議会として、今後とも見直すべきものは見直しを行っていくことで、県民が期待する政務活動費に係る更なる透明性の向上や適正性の確保に努めていく。なお、令和6年度（令和5年度交付分）までには実施するとされている会計帳簿の写し及び証拠書類等の写しの神奈川県議会ホームページ上での公開を円滑に行うため、来年度以降、整理すべき課題の検討に注力する」としている。